

河川の自由使用等に係る
安全対策に関する検討会（第4回）議事要旨

1. 平成22年11月11日、第4回検討会が開催され、根本委員から「国家賠償法2条所定の責任についてーその帰責原理、要件・効果に関する一般的・規範的分析ー」、福永委員から「河川の自由使用と国賠責任」についてご意見をいただき、事務局から「河川における転落等訴訟の分析」及び「アンケート調査の進捗状況について」の説明を行った。

2. 説明後の質疑応答において、委員から以下の意見があった。
 - 民法における利用者の自己責任に関する議論は、民法709条の下で、利用者の自己責任をも前提にしながら、相手方にどれだけの注意義務が課されて、その注意義務に相手方が違反しているかどうかという形で議論されるものと思われる。

 - 民法717条1項本文に規定されている占有者の責任は、理論上は過失責任である。しかし、実際の裁判では、占有者の免責がほとんど認められないため、その実態は無過失責任に近いとすることができる。それゆえ、占有者の責任の有無を判断するに当たっては、注意義務違反が問題とされることはまずない、という状況である。

 - 民法717条において、被害者の自己責任が実質的に問題となる局面はあり得る。しかし、その際、ある損害が被害者の自己責任とされるか否か、は、土地工作物の「瑕疵」の存否に関する判断の中において実質的に判断される。「瑕疵」の存否に関する判断方法としては、一般人であればそのような行動に出たか否かを検討し、「一般人であればそのような行動には出なかったであろう」と言いうるような行動が為されていると判断されるならば、それに基づく損害は行為者の自己責任である、ということになる。

 - 多摩川水害訴訟最高裁判決において採用された河川の管理「瑕疵」の有無に関する判断方法が、直ちに河川管理用通路の「瑕疵」に関する判断にも妥当するものではない。また、被害者が水で遊んでいて事故に遭った場合における管理「瑕疵」の判断においても、多摩川水害訴訟最高裁判決において為されたような、河川の特殊性を考慮する余地は相当程度小さいのではないかと思われる。そのことを示唆する下級審裁判例（横浜地裁小田原支部判決平成21年1月9日判例時報2035-113）も見られるところである。

- 被害者が川に落ちて溺れてしまった場合における河川の管理瑕疵の存否に関する判断では、その状況下に置かれた一般人であればどのように行動するであろうかということが問われる。例えば、小学生以下の子供であれば、興味本位で川に近づくことが一般的・社会的に相当程度の蓋然性をもって予測されるとするならば、小学生以下の子供が近づかないような安全措置が、どの程度必要なのかという形で議論される。
- 社会資本整備という意味においては、道路は広い意味で、利用なくしては国民の生活が成り立たないものであるといえるが、河川は自然にそこにあって、本来的には近づかなければそれでいいという話にもなる。そういう意味で、河川については、管理者の管理責任を高度なものとして位置づけるという考え方があってもいいと思う。
- 国家賠償法2条に定められた責任について、特定の個人に発生してしまった損害を国民なり社会全体なりで分担しようといういわば国家補償的な発想があるとすれば、河川については、自由使用だからといって、成立要件について他の事例に関する解釈とは異なる特別な解釈をすべき必要は存在しないのではないか。
- 水害訴訟においては、最高裁判決で管理瑕疵の判断基準が出ているが、利用の観点からの河川を捉えたときに、管理瑕疵の判断として、自然公物、人工公物のどちらの特徴があるのか、今後議論が必要である。
- かつての裁判例で国賠責任を否定する論拠としては、自己責任論のようなものが強く、論拠の一つとして、保護者が近くにいたとか、保護者の監督すべき領分だったというのがロジックとしては多かった。
- 親水公園を念頭に置くと、裁判例の傾向としては、自ら危険を作っておいて、自己責任というのはおかしいという流れである。
- 注意喚起の看板や柵が設置されていても、裁判においては、管理者の責任はないと言われるケースもあれば、責任があるとされるケースもある。看板があったから決定的というものでもないので、公園であれば保護者の同伴を求める、あるいは子供だけなのであれば、集団で行動させたりすべきと思われる。
- 判例分析において、看板が設置されていたから判断がどうなったか、保護者がいたから判断がどうなったか、検討すべきところである。
- 営造物の利用状況について、何をもって河川管理者は利用状況を知り得

たといえるのか。管理者だけが知っているということか、一般に知れ渡っているということなのか。また、その利用状況が、通常の行動を超える行動であるか、そうでないかについて、パトロール、点検、巡視の中でどのように把握し、何をどこまで見なければならぬのか、検討する必要がある。

- 刑法であれば、被害者の成人が危険をわかって危険な場所に立ち入っているという事実が仮にあったとしても、被害者の危険引き受けとなり、刑法上の過失にはならないという議論はある。
- 河川の場合は、比較的パブリックスペースで、広く皆が親しめる空間として利用している状況からスタートするときに、どこまで自分の危険の引き受けだと言えるのか。国賠は過失ではなく瑕疵であり、刑法上のいわゆる過失のようなものまで要求されないので、瑕疵はあるという可能性は出てくる。
- 判例分析にあたり、死亡事故なのか、負傷事故かによる分類を行うことも視点のひとつである。
- 判例分析によって、ひとつは、事案ごとに細かく問題を見ながら、個別具体的な「瑕疵」の存否に関する判断の違いが生ずる理由を見極めると同時に、もうひとつは、判例を主導している、ある程度一般的・抽象的な、規範的な物差しを導き出すことができるのではないか。それらが両方合わさることにより、今後の対策を立てる際の指針になるものと期待される。
- 分析の視点としては、公の営造物の構造、あるいは事故発生場所ごとに違いが出てくるのではないか。また、河川であることがどれくらいの特異性を持っているか、河川以外の公の営造物との間に違いが出てくるか否かも分析の視点である。違いが出てくれば、その違いが今後の安全対策を検討する上で、ひとつの足がかりになるものと思われる。
- 河川管理用通路であれば道路と似ており、オープンスペースは公園と似ている。もう少し事例があれば、判例の方針、政策、判例がとっている背骨のようなものがわかりやすくなる。
- 時系列であれば、河川の利用者の事故だけに注目していると、はっきり違いが出ないが、国家賠償法2条についての最高裁の判例政策や、その動きが当然連動していくことを考慮すると、もう少し広い視野が必要かもしれない。

- 下級審と上級審で結論が逆転している事例については、安全性の基準に関する考え方が下級審とそれ以降で違うケースもある。下級審と上級審で結論が異なることの要素が分析できるとよい。

(以 上)